

令和2年度国立高等専門学校
入学者選抜学力検査問題等の印刷一式

仕 様 書

令和元年8月

独立行政法人 国立高等専門学校機構

I. 仕様概要

1. 調達の背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における入学者選抜学力検査問題等（5教科）の印刷業務、及び機構並びに機構に所属する各国立高等専門学校（以下「学校」という）に発送するための仕分け・梱包にかかる業務を調達することを目的とするものである。

2. 納入期限等

本件に係るスケジュールは、下記のとおりとする。（スケジュールについては、落札者決定後調整する場合がある。）

また、校正紙は実寸による製本の上、各教科10部用意すること。

なお、校正紙には、別途指定するシールを作成の上、貼り付けること。

○原稿確定までのスケジュール

- | | |
|----------------|---------------|
| ・初校入稿 | 令和元年 9月30日（月） |
| ・初校受け取り | 令和元年10月18日（金） |
| ・2校入稿 | 令和元年10月23日（水） |
| ・2校受け取り（実機色校正） | 令和元年11月15日（金） |
| ・原稿確定 | 令和元年12月 6日（金） |

このほか、5教科合計で最大5回まで校正が追加される場合がある。

原稿データは、各入稿又は校正のたびに、WORD又はPDF形式のファイルをCD-Rに書き込んだものにより指示する。

○納品に係る予定スケジュール

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| ・追試験問題に係る納品 | 令和2年 1月15日（水） |
| ・本試験問題に係る納品
（別途指示する部数を納品すること。） | 令和2年 1月15日（水） |
| ・印刷物の梱包日 | 令和2年 1月27日（月） |
| ・各学校に発送 | 令和2年 2月 3日（月） |

3. 調達物品名及び構成内訳

(1) 数量

① 本試験 問題冊子 (本紙による納品)

- ・国語：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 22,900 部
- ・社会：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 20,100 部
- ・数学：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 23,300 部
- ・理科：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 23,300 部
- ・英語：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 23,300 部

② 本試験 解答用紙 (本紙による納品)

- ・国語：A 4 片面印刷 … 22,900 部
- ・社会：A 4 片面印刷 … 20,100 部
- ・数学：A 4 両面印刷 … 23,300 部
- ・理科：A 4 両面印刷 … 23,300 部
- ・英語：A 4 片面印刷 … 23,300 部

③ 追試験 問題冊子 (電子媒体による納品)

- ・国語：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 1 部
- ・社会：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 1 部
- ・数学：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 1 部
- ・理科：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 1 部
- ・英語：A 4 判中とじ・16 頁、両面印刷 … 1 部

④ 追試験 解答用紙 (電子媒体による納品)

- ・国語：A 4 片面印刷 … 1 部
- ・社会：A 4 片面印刷 … 1 部
- ・数学：A 4 両面印刷 … 1 部
- ・理科：A 4 両面印刷 … 1 部
- ・英語：A 4 片面印刷 … 1 部

(2) 本試験問題に係る問題冊子及び解答用紙の規格、紙質、仕上げ仕様等については、以下のとおりとする。

- ・問題冊子・・・A 4 判 ステープルによる中とじ2カ所
(国語については右開き、他4教科については左開き) モノクロ 中質紙(紙厚は70～110 μ m の範囲内)
- ・解答用紙・・・A 4 2色OCR紙(90kg) 1枚物

(3) 本試験問題及び追試験問題については、WORD形式及びPDF形式のファイル、本試験解答用紙及び追試験解答用紙については、EXCEL形式及びPDF形式のファイルを作成し、CD-R等の電子媒体に保存したものを1枚作成すること。

(4) 輸送先ごとの仕分け数については、入札説明会時に情報提供を行う。

(5) 問題冊子は、10部ごとに切り返し、教科毎に色分けしたクラフト紙で100部ごとに封包し、クラフト包装の側面2カ所に教科名を

記載したハガキ大サイズ程度のシールを貼り付けること。教科別色指定及び教科名を記載したシールの仕様については入札説明会時に情報提供を行う。

- (6) 解答用紙は、50部ごとに切り返し、教科毎に色分けしたクラフト紙で100部ごとに封包し、クラフト包装の側面2カ所に教科名や学校名、個口数を記載したハガキ大サイズ程度のシールを貼り付けること。教科別色指定及び教科名を記載したシールの仕様については、入札説明会時に情報提供を行う。
- (7) 段ボール箱1つの大きさは、430mm(W)×310mm(D)×320mm(H)程度の大きさとする。発注した成果物の全てを梱包することが可能な段ボール箱を機構の承認を受けた上で用意すること。
- (8) 問題冊子は教科単位で、同一の段ボール箱に収めること。同一教科の問題冊子が1つの段ボール箱に収まらない場合は、段ボール箱の数を増やし、他の教科とは混在させないこと。段ボールは、布テープで密封した後、PPバンドで4カ所締めること。
- (9) 解答用紙と問題冊子は、別の段ボール箱に収めること。解答用紙は複数の教科を1つの段ボール箱に入れて構わない。1つの段ボール箱に収まらない場合は、段ボール箱の数を増やすこと。段ボールは、布テープで密封した後、PPバンドで4カ所締めること。
- (10) 学校名及び内容物を記したハガキ大サイズ程度のシールを、梱包前日までに段ボール箱の全ての側面に1枚ずつ貼付しておくこと。なお、表示内容及び様式、シールの大きさ等は、入札説明会時に情報提供を行う。
- (11) 問題冊子及び解答用紙は段ボール箱開封時に、クラフト包装の側面に教科名を記載したシールが容易に確認することができるようにすること。
- (12) 印刷物の引き渡しについては、機構職員が検収を行った後、当該職員立ち会いの下、配送用車両に積み込み作業を行うこと。
- (13) その他、梱包作業に必要な資材は全て、請負業者が準備すること。

Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術要件

1. 受注要件

- (1) プライバシーマーク制度によるプライバシーマーク使用許諾、又は、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 の認証を受けていること。
- (2) 過去3年以内（平成28年度～平成30年度）に、機構、国公立大学（短期大学を含む）、高等学校における入学者選抜学力検査、又は国家資格の筆記試験の検査問題冊子及び解答用紙を一回の発注で10万部以上の受注実績があること。
- (3) 解答用紙については、機構が指示する規格による印刷を行うことが可能であり、以下の光学式マーク読取装置等を使用して読み取ることが可能であること。
光学式マーク読取装置：iNSIGHT 20 plus
採点システム : Score Academy Plus
製造メーカー : Scantron 社
- (4) 本件の作業場所と他の印刷案件の作業場所とを明確に分離する等、本件を機密印刷として位置づけて作業を行うこと。
- (5) 作業途中のものを含めた全てのものを、入室制限・施錠が可能な施設に保管する等、厳重に保管管理すること。また、印刷作業室には、携帯電話やデジタルカメラなどの持ち込みを禁止すること。
- (6) 印刷等に使用した用紙については、成果物、損紙等の種類ごとに数量を管理し、使用した数量と成果物と損紙等との合計数の突合を行い、保管管理すること。
- (7) 印刷所と同じ敷地内で、梱包・仕分け作業を完結することができ、警備体制を整えた倉庫を保有していること。また、その倉庫は本業務を実施するに十分な広さであること。
- (8) 印刷物は、入室制限・施錠が可能な倉庫等で保管管理すること。
- (9) 仕分け・梱包後に倉庫等で保管する際は、学校ごとに区分けして管理し、他の学校に送付する問題冊子・解答用紙と混在しないよう注意をはかること。
- (10) 全工程において、汚損、落丁、乱丁等の不具合がないか、複数回確認するなど、厳重な品質管理の下、作業を行うこと。
- (11) 作業場所及び試験問題等の保管場所は、機構から公共交通機関を利用して1時間30分以内に移動できる場所とする。この場合の機構の所在地は東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 とする。

2. 第三者委託

請負業者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を委託する場合は、機構の承認を得ること。

3. 機密保持

- (1) 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (2) 受注により知り得た全ての情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (3) 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によつて事前に機構の承認を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (4) 機構及び学校が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。ただし、業務上やむを得ず複製する場合であつて事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合であつても業務終了後はその複製を機構に返納するか、焼却・消去する等適切な措置をとり、秘密を保持すること。

4. 損害賠償

請負業者が本契約に違反して、機構が損害を被つた場合には、機構は請負業者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構が考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

5. その他

- (1) 本調達の実行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い機構と交わす契約書に定めない事項については、機構及び請負業者の双方で協議の上、決定すること。
- (2) 請負業者の故意又は過失により損害が発生した場合は、請負業者の責により原状復帰すること。